

令和6年度
事業計画書

(自) 令和6年4月1日

(至) 令和7年3月31日

社会福祉法人
壹岐市社会福祉協議会

令和6年度 彦根市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

新型コロナ感染症の蔓延以降、社会環境は一変し、一様表面的には平常に戻りつつありますが、目まぐるしい変化は、深刻な地域課題として、「孤独、孤立、ひきこもり」などが顕著化しています。そのため、高齢者を中心に寄り一層の見守り活動や行政・各機関との連携強化が必要です。加えて、市民の生活上の問題として、住民が主体的で積極的な参加と活動、地域と協働する「地域包括ネットワークづくり」を目指します。

また、社会福祉協議会は、地域福祉の総合相談窓口として更なる高齢化や認知症高齢者の増加が見込まれる中、後見センターいきの機能強化を図り、住民の意思決定や尊厳を守るために専門的な対応と市民の付託に努めてまいります。

一方では、介護保険、障害福祉サービスの3年に一度の報酬改定が行なわれ、いち早い対応が必要とされ、LIFE(科学的介護推進体制加算)導入を行ない、利用者の身体状況を見える化、個別機能訓練加算の導入によりフレイル(虚弱・老衰)予防、利用者身体機能アップの実現に向けて精励します。人材の入替りにつきましては、今までの社協の信頼と信用を継承し、職員が一丸となり、自主性を持ち質の高い人材育成と抜本的な組織の改革や効率的な事業運営と経営強化するために精一杯注力してまいります。

【事業実施計画】

I 法人運営事業

1. 法人運営事業

予算の適正かつ計画的、効果的、効率的な執行と経費節減、持続可能な財政運営を推進します。

- ① 計上予算は、目的・目標を定め、効果分析を徹底し行い適正配分する。
- ② 職員個々が常にコスト意識を持ち、業務効率化と事業事務経費の削減に努める。
- ③ 職員行動計画に基づいたPDCAサイクルによる業務改善・改革の推進に努める。
- ④ ICT（情報通信技術）を活用する専門統括チームを備え効果成果の見える化に努めます。

2. 組織・機能・経営基盤の強化

適切効率的な運営を行うために、職員の適正な人員定数の研究を行い、また、3年に一度の介護保険報酬見直しに対して早期適切な対応と安定した運営を目指し、更なる業務改善と収益確保に向けた組織経営に努めます。

- (1) 介護事業組織部門の見直しの検討
- (2) 組織・経営基盤強化計画第2期の策定
- (3) 情報処理システムの研究

3. 人材育成の充実

社協の信頼と信用を継承、質の高い品格の有る人材育成を行うために規範となるコンプライアンス規定・就業規則等を全職員が会得し、次世代を担う人材を確保、積極的な各種研修実施により努めます。

- (1) 資格取得の支援及び各種研修の実施による職員の資質の向上
- (2) 職員行動計画の作成、実施と検証
- (3) 地域の人材育成、実務者など育成強化

II 地域福祉事業

1. 地域福祉活動の推進

社会状況の目まぐるしい変化により、深刻な地域課題として、「孤独、孤立、ひきこもり」など顕著化しています。そのために、高齢者を中心に寄り一層の民生委員児童委員協議会や行政と連携を強化し、情報把握や共有、周知活動等の推進により、市民の生活上に直面する問題解決に向けて、個人の自発的参加や行政や関係機関の協働により「地域包括ネットワークづくり」を目指します。

- (1) 民生委員児童委員協議会との連携強化と独居高齢者等の情報共有及び見守り活動
- (2) 企画・広報事業
 - ①社協だよりの発行
 - ②ホームページを改良し、見やすく活用し易いものへリニューアル
- (3) 地域福祉活動計画第2期の策定
- (4) つなぐBANK活動の推進

※昨年11月より27世帯実施

2. 介護予防事業の推進

人生100年時代、少子高齢化により地域での担い手不足が懸念される中、高齢者が安心して地域で住み続けるためには、まず、フレイル（虚弱）予防を中心に交流機会を増やし、生きがい作りと健康維持に努める周知活動や自発的活動の場所の提供等について包括支援センター等との関係機関と連携して推進します。

- (1) 介護予防教室（はつらつ元気塾）の実施
- (2) ふれあいサロンの設置増強と支援

3. ボランティアセンター事業

「支え合う福祉のまちづくり」を目標に、地域で市内福祉活動協力校に対しボランティアセンター機能の周知と活動の充実を図り、ボランティアの育成や活動の支援に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営整備
- (2) ボランティアの集いの開催による地域ボランティアの育成
- (3) 福祉体験学習等による福祉教育の推進
- (4) ボランティア協力校との連携
- (5) 災害ボランティアセンターの充実

4. 総合相談支援体制の強化

法人後見センターいきも、開設3年を迎えようとしており、加えて、昨年11月より中核機関の機能を市より受託したことによる市民からの付託と信頼の下、更なる総合相談支援体制の構築と強化を図り、地域連携や関係機関、関係者との関係作りの充実により複雑多岐な地域課題や問題と課題の把握を行い、利用者の意思決定と尊厳を重視し、問題解決に努めます。

- (1) 法人後見事業の推進
- (2) 日常生活自立支援事業の推進
- (3) 生活困窮者自立支援事業の推進
- (4) 心配ごと相談事業の推進

5. 生活福祉資金貸付事業

新型コロナ感染症蔓延から起きた経済状況低迷も一応は回復傾向にあるものの、社会的弱者である障害の有る方、高齢者を抱える家族、また、低所得者の方々の自立した生活を営むために、相談者に対し寄り添い、積極的な相談援助と他機関との連携を図り事業推進に努めます。

- (1) 県社協生活福祉貸付事業の受託
 - ① 市区町村連携システム活用(※県社協貸付オンラインシステム)
 - ※コロナ特別貸付フォローアップ支援
- (2) 市社協福祉資金貸付事業

6. 各種募金事業の推進

能登半島地震を中心に自然災害等支援募金への積極的な参画と、募金活動を通じて、寄付文化の推進、また、わが町は、住民自ら助け合い、支え合う地域福祉活動の醸成を目指し、市民一人ひとりに届く周知、普及啓発に努めます。

- (1) 赤い羽根共同募金活動の推進
- (2) 日本赤十字社資募集協力
- (3) 長崎県殉国慰霊奉賛会会費勧募協力
- (4) 24時間テレビチャリティー募金協力

Ⅲ 介護保険事業

1. 介護保険事業等の経営

利用者家族から「して欲しくなる、望まれ、響く」介護を目指し、成熟された品格のあるサービス提供と人材育成に努めます。

また、3年に一度の介護保険報酬改定に伴う対応では、早期に利用者の満足度アップを行うために、LIFE(科学的介護推進体制加算)導入を行ない、利用者の身体状況が見える化と、個別機能訓練加算の導入によりフレイル(虚弱・老衰)予防、利用者身体機能アップの実現に努力します。

更には、事業の効率化、ICT(情報通信技術)導入の検討、職員の資質技能の向上と利用者増、収益アップを目指し、抜本的な組織や体制の整備を行い職員処遇改善にも努めます。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 通所介護事業
- (5) 福祉用具貸与事業
- (6) 特定福祉用具販売事業
- (7) ゆうゆうお達者クラブ事業
- (8) 配食サービス事業の受託
- (9) 外出支援サービス事業の受託

IV 障害者福祉事業

1. 新たな障がい者、障がい児の福祉計画が策定され、更なる、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、サービスの提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、利用者とその家族の在宅生活を支援します。

- (1) 障害者配食サービス事業の受託
- (2) 障害者ホームヘルプサービス事業の受託
- (3) 障害者相談支援センター事業
- (4) 障害児・者日中一時支援事業の受託
- (5) 放課後等デイサービス事業
- (6) 障害児通所入浴サービスの受託
- (7) 障害者移動支援事業の受託
- (8) 障害者訪問入浴サービスの受託
- (9) 障害程度区分認定調査の受託
- (10) ユニバーサルツーリズムの展開
- (11) 身体障害者福祉協会の支援

V 子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点及び各町児童クラブにおいて、子育てに関する積極的な相談対応や支援、援助、または、各機関との連携を行い、子育て世帯の生活の安定と児童の健全育成と事業推進に努めます。

地域子育て支援拠点事業の推進

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の生活の安定と児童の健全育成を支援します。

- (1) 放課後児童クラブの受託
 - ①市内4拠点（郷ノ浦、勝本、芦辺、石田）で実施
- (2) 地域子育て支援拠点事業の受託
勝本町かざはや内で実施
- (3) ファミリーサポートセンター事業の受託
- (4) おもちゃ図書館の運営